

和水町総合グラウンド供用開始

問 社会教育課 社会体育係 ☎0968・34・3047

4月3日、和水町総合グラウンドの供用開始を記念してオープニングセレモニーを行いました。
セレモニーの後には、くまモンとなごみんをゲストに招いて、三加和中学校陸上部と金栗プロジェクトの小中学生による陸上練習会や、菊水中学校とクラブなごみによる野球の試合、グラウンドゴルフ協会によるグラウンドゴルフ大会を、オープニングイベントとして盛大に開催しました。
今後も運動・スポーツの振興と健康増進のためにぜひご活用ください。



和水町総合グラウンドの愛称を募集します

問 社会教育課 社会体育係 ☎0968・34・3047

和水町総合グラウンドは、ジョギングコースや400mの陸上トラックを備えた敷地面積約6万㎡を誇る県内最大級のグラウンドです。加えて、金栗四三生誕130年や東京2020オリンピックの開催が予定されており、和水町がスポーツや教育の振興に力を入れていることを町内外へアピールするとともに利用促進を図るため、愛称を募集します。

- 1 募集期限

令和3年6月15日（火）午後5時まで
- 2 愛称のイメージ

利用者から末永く愛され、持続的に利用される施設として、親しみやすく、町外にもアピールできる愛称とします。（愛称が決定した後においても、和水町総合グラウンドは、条例上の正式な名称です。）
- 3 提出方法

専用の応募用紙（町ホームページ掲載及び町公共施設に用紙を配置）に、愛称（応募者1人当たり3点まで）、愛称理由、応募者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入して、下記の提出先に提出（直接持参又は郵送（当日必着））してください。
- 4 提出先

和水町教育委員会 社会教育課（三加和公民館又は中央公民館）
- 5 愛称選考

別途定める審査委員会により審査し、愛称を1点選考した上で、町が決定します。
- 6 公表

愛称及び愛称命名者の氏名については、町のホームページや広報紙で公表します。
なお、愛称命名者の氏名や都道府県名を公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 7 命名者への特典

（1）愛称命名者が1人の場合
町は、愛称命名者に対して、1万円相当の町特産品とグラウンド使用料を半年間免除（上限5万円）するフリーパス券を贈ります。
（2）愛称命名者が複数の場合
愛称命名者が複数の場合は、抽選により最大10人の愛称命名者にグラウンドの使用料を3カ月間免除（上限2万円）するフリーパス券を贈ります。その中から、抽選で最大4人に対して1人当たり5千円相当の町特産品を併せて贈ります。

軽自動車税種別割

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在に登録されている車両の所有者に課税されます。5月上旬に納税通知書を郵送します。5月31日までに納めてください。
税率（年額）、グリーン化特例（軽課）など、詳細については、お問い合わせください。

口座振替の人へ

口座振替で納税した人は、6月中旬に納税証明書を送ります。

6月上旬に納税証明書（車検用）が必要な人は、納税の確認をしますので、役場まで**通帳（振替額が記帳されたもの）**をお持ちください。

軽自動車税種別割の減免

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

身体などに障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるよう、税制面で配慮をしています。
次の要件に該当し、期限までに減免申請をした人の軽自動車税種別割を全額免除します。原付バイクも対象となります。

減免が受けられる軽自動車の範囲

次のいずれかに該当する軽自動車

- ①障がい者が所有し、本人が運転する軽自動車

本人が運転する場合 1級から6級
家族が運転する場合 1級から3級
詳細については、お問い合わせください。
- ②障がい者が所有し、障がい者などと生計を一にする者（家族）が運転する軽自動車

※ただし、障がい者などの通学・通院・通所・生業のために使用する軽自動車に限ります。
- ③障がい者が所有し、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために、通学・通院・通所・生業のために常時介護する人が使用する軽自動車

④身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者または精神障がい者の場合、生計を一にする者が所有する軽自動車
- ⑤障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車

減免可能な台数 普通車も含め、障がいがある人、1人につき1台
- 障がいの程度 障がいの区分で、本人運転の場合と家族運転の場合の2通りがあります。

例）障がいの区分 下肢不自由
- 受付期間 納税通知書が届いてから、5月25日（日）までの土日を除く期間

受付場所 税務住民課または住民課
- 手続きに必要なもの

①車検証（有効期限が切れていないもの）
②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳（令和3年4月1日以前に交付されたもの）
③運転する人の運転免許証
④マイナンバーカード（個人番号が分かるもの）
⑤印鑑
⑥納税通知書

※軽自動車の範囲②③の場合、上記以外に使用目的の証明書など

詳しくは、お問い合わせください。
- 17 | 広報なごみ | 2021 May |
- | 広報なごみ | 2021 May | 16